

さいたま市「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市における埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成20年埼玉県条例第42号。以下「条例」という。）の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例による制限の緩和の認定)

第2条 市長は、条例第10条の規定により、高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できること又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないことについての認定を受けようとするものに対して、認定申請書（様式第1号）の正本、副本及びそれぞれ次の表に掲げる図書その他必要な資料の提出を求めるものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ
埼玉県が定める「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」又はさいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則に規定する「様式第2号（その1）整備項目表（建築物）」	※ 認定を受けようとする項目の備考欄には「認定申請項目」と記入すること。 ※ 適用外項目については、斜線を記入すること。

- 2 認定申請者が、認定を受けた工事が完了するまでの間に、当該認定に係る部分を変更しようとするときは、変更認定申請書（様式第2号）の正本、副本に変更部分を明示した図書を添付し、速やかに市長に申請するものとする。
- 3 市長は、第1項及び第2項の規定による申請を受理したときは、認定受付台帳（様式第3号）に記載するものとする。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による申請について認定をしたときは、認定通知書（様式第4号）に同項の申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

- 5 認定申請者が、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取下届（様式第5号）の正本及び副本を市長に届け出るものとする。なお、副本は、届出をした者に返還するものとする。
- 6 認定申請者が、計画の認定を受けた計画の工事を取りやめるときは、取止届（様式第6号）の正本及び副本に当該認定通知書を添えて、市長に届け出るものとする。なお、副本及び取止め処理を行った認定通知書は、届出をした者に返還するものとする。
- 7 電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と申請又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により取下届及び取止届を提出する場合については、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）及びさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）の例による。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。